

〔平成25年7月30日
総務省福利課〕

1. 根拠法 地方公務員等共済組合法

2. 制度の目的

地方公務員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、障害若しくは死亡又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関して適切な給付を行うため、相互救助を目的とする共済組合の制度を設け、地方公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、公務の能率的運営に資することを目的とする。

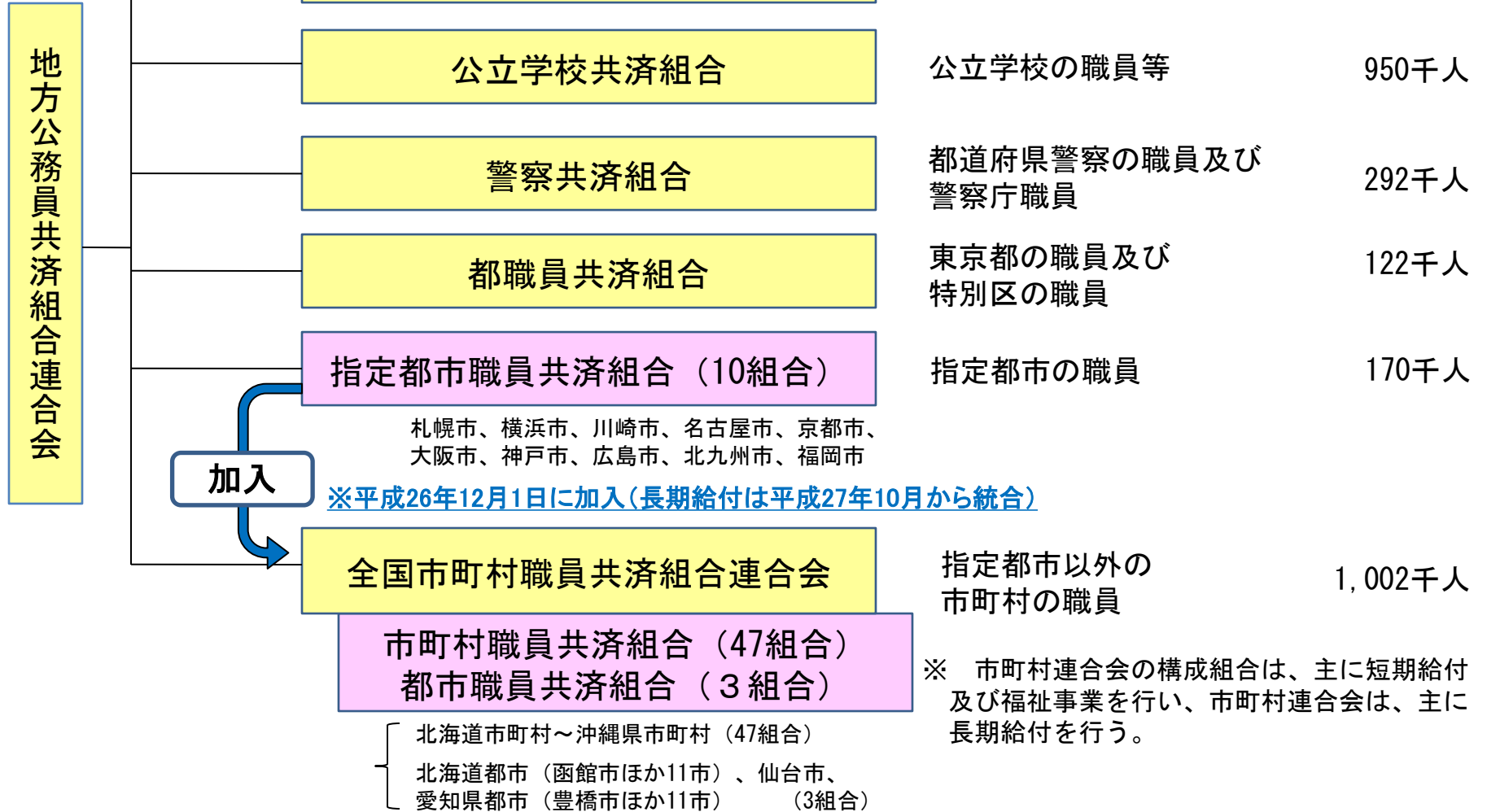
3. 事業内容

- ① 短期給付事業(健康保険制度に相当する公的医療保険事業、雇用保険制度の育児休業給付・介護休業給付に相当する事業)
- ② 長期給付事業(公的年金事業)
- ③ 福祉事業(医療施設・宿泊施設の設置運営、特定健診等の保健事業、組合員への貸付け事業等)

地方公務員共済組合の組織

合計 64共済組合

組合員数計 2,842千人
(平成25年3月31日現在)



※四捨五入の関係で個々の組合の組合員数の合計は「組合員数計」と一致しない

地方公務員共済年金の現状※平成24年度末(精査中)

○ 組合員数 284万人

○ 年金受給権者数 291万人

○ 収支の概況
(運用以外の収支)

収入総額	4兆8,599億円	支出総額	6兆1,032億円
うち保険料収入	2兆9,863億円	うち給付費	4兆6,256億円
うち公経済負担	6,795億円	うち基礎年金拠出金	
うち追加費用	8,777億円		1兆3,630億円

(運用によるネット収支) 2,936億円

○ 年度末資産総額 38兆4,509億円(時価)

地方公務員共済組合の積立金運用に関する規制等

- 業務上の余裕金は、事業の目的及び資金の性格に応じ、安全かつ効率的な方法により、かつ、組合員の福祉の増進又は地方公共団体の行政目的の実現に資するように運用しなければならない。
- 業務上の余裕金の運用に関する基本方針を作成し、主務大臣の承認を受けた組合、連合会にあっては、当該基本方針に基づいて、その業務上の余裕金を運用。
- 業務上の余裕金の運用に関する基本方針を変更しようとするときは、主務大臣の承認を受けなければならない。
- 業務上の余裕金の運用は、次に掲げる方法により運用するものとする。
 - ・ 銀行その他の金融機関への預金
 - ・ 地方公共団体の一時借入れに対する貸付け
 - ・ 信託会社又は信託業務を営む金融機関への信託
 - ・ 国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券、貸付信託の受益証券その他确实と認められる有価証券の取得
 - ・ 不動産の取得
 - ・ 組合員を被保険者とする生命保険の保険料の払込み
 - ・ 財政融資資金への預託（注：被用者年金一元化と同時に廃止）
 - ・ 地方公共団体金融機構債の取得
 - ・ 組合員の貸付に充てるための貸付事業に対する貸付
 - ・ その他福祉事業に対する貸付

地方公務員共済組合の運用実績及び資産構成割合

※平成24年度数値については精査中

<①収益率(%)>

H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	10年 平均
4.83	3.23	8.44	3.36	▲3.42	▲6.79	6.73	▲0.04	2.24	8.81	2.63

<②収益額(億円)>

H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	10年間 累積
16,995	12,200	32,363	13,769	▲14,259	▲26,799	24,130	▲145	8,120	31,619	97,993

<③運用資産時価総額(億円)>

H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
379,605	386,664	412,945	420,246	398,579	362,067	376,161	366,356	364,483	384,509

<④資産規模(時価総額)及び資産構成割合>

(平成24年度末実績)

区分	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産	計
資産規模(億円)	239,446	50,153	34,318	39,570	21,022	384,509
資産構成割合(%)	62.3	13.0	8.9	10.3	5.5	100.0

※国内債券には、財政融資資金への預託 298億円、地方公共団体金融機構債・地方債の購入努力義務分 35,802億円、組合員貸付事業及びその他福祉事業等への貸付 11,539億円、不動産 972億円を含んでいる。

地方公務員共済組合における積立金管理・運用のしくみ

